

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2012-251295
(P2012-251295A)

(43) 公開日 平成24年12月20日(2012.12.20)

(51) Int.Cl.
E04H 1/02 (2006.01)

F 1
E04H 1/02

テーマコード (参考)
2E025

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2011-122188 (P2011-122188)
(22) 出願日 平成23年5月31日 (2011.5.31)

(71) 出願人 504093467
トヨタホーム株式会社
愛知県名古屋市東区泉一丁目23番地2号
(72) 代理人 100079049
弁理士 中島 淳
(74) 代理人 100084995
弁理士 加藤 和詳
(74) 代理人 100099025
弁理士 福田 浩志
(72) 発明者 藤田 重夫
愛知県名古屋市東区泉1丁目23番地2号
トヨタホーム株式会社
(72) 発明者 坂田 晃一
愛知県名古屋市東区泉1丁目23番地2号
トヨタホーム株式会社

最終頁に続く

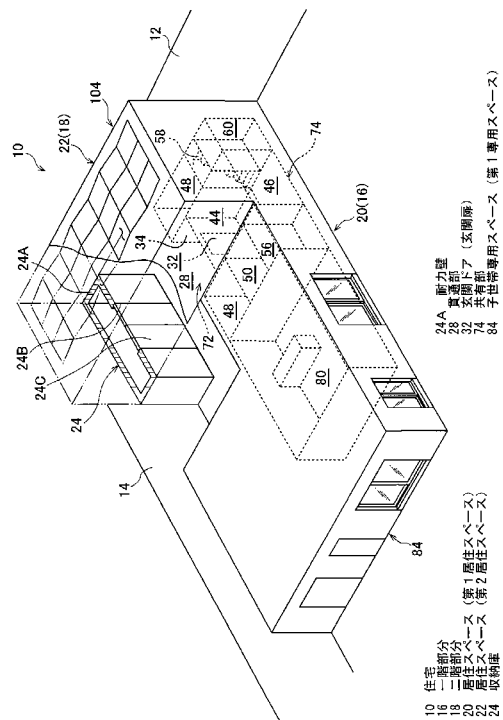
(54) 【発明の名称】 建物

(57) 【要約】

【課題】車寄せスペースを設けると共に、同居する各世帯のプライバシーを確保することができる建物を得る。

【解決手段】住宅10には車寄せ36が設けられており、玄関部分72が風雨にさらされないようになっている。このため、車両26を乗降する際に乗員が雨に濡れない。また、車寄せ36を構成する貫通部28の上方には居住スペース22が設けられており、当該居住スペース22が親世帯専用スペース104とされている。また、共有部74は居住スペース20の一部に設けられており、当該居住スペース20の共有部74以外の部分は子世帯専用スペース84とされている。そして、親世帯専用スペース104と子世帯専用スペース84とは上下方向で重ならないように形成されている。このため、同居する親世帯子世帯において、互いのプライバシーを確保することができる。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

一階部分の一部を貫通し、少なくとも車両が駐車可能な広さを有する貫通部と、前記貫通部の側部の一方に設けられた玄関扉と、前記玄関扉が設けられ一階部分を構成する第 1 居住スペースと、少なくとも前記第 1 居住スペースの一部に設けられた共有部と、前記第 1 居住スペースに設けられ、前記共有部を除く第 1 専用スペースと、前記貫通部の上方の一部が設けられて二階部分を構成する第 2 居住スペースと、前記第 2 居住スペースに設けられ、前記共有部を通じて前記第 1 専用スペースと繋がると共に、当該第 1 専用スペースとは上下方向で重ならない位置に設けられた第 2 専用スペースと、

10

を有する建物。

【請求項 2】

前記共有部が一階部分にのみ設けられた請求項 1 に記載の建物。

【請求項 3】

前記第 1 居住スペースが平面視で略 L 字状を成し、当該第 1 居住スペースの一部と前記第 2 居住スペースとが平面視で略平行に設けられた請求項 1 又は 2 に記載の建物。

【請求項 4】

平面視で前記第 1 居住スペースと前記第 2 居住スペースとの間に車両が進入可能な進入スペースが設けられた請求項 3 に記載の建物。

20

【請求項 5】

前記貫通部の側部の他方に設けられ、前記玄関扉と対向して配置された収納庫と、前記収納庫の一部に設けられた耐力壁と、を有する請求項 1 ~ 4 の何れか 1 項に記載の建物。

【請求項 6】

前記収納庫内に前記第 2 居住スペースへ通じる階段が設けられた請求項 5 に記載の建物

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、車寄せスペースが設けられた建物に関する。

30

【背景技術】

【0002】

同居形式の二世帯住宅において、例えば特許文献 1 では、一階に二世帯の共有空間として使用されるリビングルーム、ダイニングルーム及びキッチンと、親世帯の部屋とが設けられ、二階に子世帯の部屋が設けられて、各世帯のプライバシーが確保された住宅プランが開示されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

40

【特許文献 1】特開 2002 - 138683 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、この先行技術では玄関から道路までの距離が長く、親世帯（高齢世帯）にとっては車両を使用する場合に不自由するおそれがある。このため、さらなる改善の余地がある。

【0005】

本発明は、上記課題に鑑みてなされたものであって、車寄せスペースを設けると共に、同居する各世帯のプライバシーを確保することができる建物を提供することを目的とする

50

。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記目的を達成するために、請求項1に記載の建物は、一階部分の一部を貫通し、少なくとも車両が駐車可能な広さを有する貫通部と、前記貫通部の側部の一方に設けられた玄関扉と、前記玄関扉が設けられ一階部分を構成する第1居住スペースと、少なくとも前記第1居住スペースの一部に設けられた共有部と、前記第1居住スペースに設けられ、前記共有部を除く第1専用スペースと、前記貫通部の上方に一部が設けられて二階部分を構成する第2居住スペースと、前記第2居住スペースに設けられ、前記共有部を通じて前記第1専用スペースと繋がると共に、当該第1専用スペースとは上下方向で重ならない位置に設けられた第2専用スペースと、を有する。

10

【0007】

請求項1に記載の建物には、一階部分の一部を貫通する貫通部が設けられている。この貫通部は少なくとも車両が駐車可能な広さを有しているため、当該貫通部を例えば車庫として利用することができる。また、貫通部は雨天時における屋外の子供の遊び場としての利用も可能である。

【0008】

また、貫通部の側部の一方には玄関扉が設けられている。つまり、玄関の上方には貫通部の天井部が設けられることとなるため、玄関が風雨にさらされない。このため、当該貫通部を車寄せスペースとして利用することができる。これにより、高齢者や身体の不自由な人が車両を乗降する際に雨に濡れないため便利である。

20

【0009】

一方、一階部分を構成する第1居住スペースには玄関扉が設けられており、少なくとも第1居住スペースの一部には共有部が設けられている。ここで、「共有部」とは第1居住スペースの居住者と第2居住スペースの居住者が共有して利用可能な部分を言う。そして、ここでは、この共有部は一階部分のみに設けられるようにしても良いし、一階部分及び二階部分に設けられるようにしても良い。

【0010】

このように、共有部を設けることで、例えば、親世帯の住人と子世帯の住人とが互いに顔を合わすこととなるため、交流の場を確保することができる。また、例えば、各世帯で食事等をする場合と比較して無駄を省くことができ経済的である。

30

【0011】

そして、第1居住スペースの共有部を除いた領域には第1専用スペースが設けられている。また、貫通部の上方には、二階部分を構成する第2居住スペースの一部が設けられており、当該第2居住スペースには第2専用スペースが設けられている。この第2専用スペースは、共有部を通じて第1専用スペースと繋がるようになっており、第2専用スペースと第1専用スペースとは上下方向で重ならない位置に設けられている。つまり、親世帯の住人と子世帯の住人とで互いのプライバシーを確保することができる。

【0012】

請求項2に記載の建物は、請求項1に記載の建物において、前記共有部が一階部分にのみ設けられている。

40

【0013】

例えば一階部分に親世帯（高齢世帯）を住ませた場合、請求項2に記載の建物では、共有部が一階部分にのみ設けられているため、親世帯の住人が高齢者である場合、当該高齢者が二階部分へ上がる必要がなくなる。このため、高齢者の身体への負担が軽減される。

【0014】

請求項3に記載の建物は、請求項1又は2に記載の建物において、前記第1居住スペースが平面視で略L字状を成し、当該第1居住スペースの一部と前記第2居住スペースとが平面視で略平行に設けられている。

50

【 0 0 1 5 】

請求項 3 に記載の建物では、第 1 居住スペースが平面視で略 L 字状を成しており、当該第 1 居住スペースの一部と第 2 居住スペースとが平面視で略平行に設けられている。つまり、第 1 居住スペースと第 2 居住スペースとでは上下方向において階は異なるものの互いに対向して設けられるため、お互いの部屋の明かりの有無が確認でき安全対策上好ましい。

【 0 0 1 6 】

請求項 4 に記載の建物は、請求項 3 に記載の建物において、平面視で前記第 1 居住スペースと前記第 2 居住スペースとの間に車両が進入可能な進入スペースが設けられている。

【 0 0 1 7 】

請求項 4 に記載の建物では、平面視で第 1 居住スペースと第 2 居住スペースとの間に車両が進入可能な進入スペースが設けられている。このため、第 1 居住スペースの居住者は玄関まで移動しなくても、当該第 1 居住スペースの居室から直接車両への乗降が可能となる。

【 0 0 1 8 】

請求項 5 に記載の建物は、請求項 1 ~ 4 の何れか 1 項に記載の建物において、前記貫通部の側部の他方に設けられ、前記玄関扉と対向して配置された収納庫と、前記収納庫の一部に設けられた耐力壁と、を有する。

【 0 0 1 9 】

請求項 5 に記載の建物では、貫通部の側部の他方に玄関扉と対向して収納庫が設けられている。このため、収納庫内に収納された収納物を出入れする際にも当該収納物が雨に濡れない。また、収納庫の一部に耐力壁が設けられている。このため、貫通部の上方に居住スペース等を設けることができる。

【 0 0 2 0 】

請求項 6 に記載の建物は、請求項 5 に記載の建物において、前記収納庫内に前記第 2 居住スペースへ通じる階段が設けられている。

【 0 0 2 1 】

請求項 6 に記載の建物では、第 2 居住スペースへ通じる階段が収納庫内に設けられているため、共有部を通過することなく、当該階段を通じて直接第 2 居住スペースへ行くことができる。

【 発明の効果 】

【 0 0 2 2 】

以上説明したように、請求項 1 に記載の建物によれば、車寄せスペースを設けると共に、同居する各世帯のプライバシーを確保することができる、という優れた効果を有する。

【 0 0 2 3 】

請求項 2 に記載の建物によれば、高齢者の負担を軽減することができる、という優れた効果を有する。

【 0 0 2 4 】

請求項 3 に記載の建物によれば、防犯対策を施すことができる、という優れた効果を有する。

【 0 0 2 5 】

請求項 4 に記載の建物によれば、介護を必要とする被介護者において、居室から直接車両への乗降を可能とすることで、被介護者及び当該被介護者を介護する介護者にとって負担が軽減される、という優れた効果を有する。

【 0 0 2 6 】

請求項 5 に記載の建物によれば、貫通部の上方の空間を利用して自由な設計を行うことができる、という優れた効果を有する。

【 0 0 2 7 】

請求項 6 に記載の建物によれば、帰宅時間が遅い場合等に親世帯に迷惑を掛けなくて済む、という優れた効果を有する。

10

20

30

40

50

【図面の簡単な説明】

【0028】

【図1】本実施の形態に係る建物としての住宅を示す斜視図である。

【図2】(A)は、図1に示される住宅の一階部分の間取り図であり、(B)は、図1に示される住宅の二階部分の間取り図である。

【図3】図1で示す共有部を区画した斜視図である。

【図4】本実施の形態に係る建物としての住宅のその他の実施形態(2)を示す斜視図である。

【図5】本実施の形態に係る建物としての住宅のその他の実施形態(3)を示す斜視図である。

10

【発明を実施するための形態】

【0029】

以下、図面を用いて、本実施の形態に係る建物について説明する。

【0030】

図1には、本実施形態に係る建物としての住宅10の斜視図が示されている。なお、本発明の適用対象となる建物としてまず鉄骨軸組み工法が挙げられるが、これ以外の工法(例えば、ユニット工法等)であっても勿論良い。

【0031】

(建物の構成)

図1に示されるように、この住宅10は角地に設けられており、2面の道路12、14に面している。また、住宅10は二階建てとなっており、住宅10の一階部分16には第1居住スペースとしての居住スペース20(図2(A)参照)が設けられ、二階部分18には第2居住スペースとしての居住スペース22(図2(B)参照)が設けられている。なお、図2(A)には、住宅10の一階部分16の間取り図が示されており、図2(B)には、住宅10の二階部分18の間取り図が示されている。

20

【0032】

図1及び図2(A)、(B)に示されるように、一階部分16の居住スペース20は平面視で略L字状に形成されており、二階部分18の居住スペース22は平面視で長形状に形成されている。そして、居住スペース20の一端側の一部が、居住スペース22と上下方向で重なるように形成されている。また、居住スペース20の他端側は、平面視で居住スペース22と略平行となるように形成されており、平面視で居住スペース20の他端側と居住スペース22の間には、貫通部28と繋がって車両26が進入可能な進入スペース42が設けられている。

30

【0033】

また、居住スペース20の一端側は、道路12に対して略直交すると共に道路14に対して略平行に設けられており、居住スペース20の他端側は、道路14に対して略直交すると共に道路12に対して略平行に設けられている。

【0034】

一方、居住スペース22の一端側の一階部分には、断面形状が矩形状を成す収納庫24が設けられており、図示しない自転車などが収納可能とされている。収納庫24の少なくとも住宅前面側に位置する側壁24Aには耐力壁(以下、「耐力壁24A」という場合もある)が使用されており、この耐力壁24Aによって居住スペース22が支持可能とされる。

40

【0035】

また、収納庫24の貫通部28側には開口24Bが形成されており、当該開口24Bには、両開き可能な開閉扉24Cが設けられている。なお、この開閉扉24Cはドアタイプでも引き戸タイプでも良い。さらに、収納庫24は居住スペース20及び道路14と平行に設けられており、当該居住スペース20との間に車両26が駐車可能な貫通部28が設けられている。

【0036】

50

また、収納庫 2 4 と対向する一階部分 1 6 の側壁 3 0 には、玄関扉としての玄関ドア 3 2 が設けられている。なお、この玄関扉はドアタイプ以外に引き戸タイプでも良い。前述のように、収納庫 2 4 は道路 1 4 と平行に設けられているため、収納庫 2 4 と対向する位置に設けられた玄関ドア 3 2 は、当該収納庫 2 4 によって道路 1 4 から遮蔽されることとなる。つまり、玄関ドア 3 2 は、道路 1 4 からは直接見えないようになっている。このため、居住者のプライバシーが確保され、また、防犯対策上も好ましい。

【 0 0 3 7 】

また、玄関ドア 3 2 と収納庫 2 4 との間には、前述のように車両 2 6 が駐車可能な貫通部 2 8 が設けられている。この貫通部 2 8 の上方には二階部分 1 8 の一部が設けられているため、当該二階部分 1 8 によって貫通部 2 8 には屋根が設けられることとなる。つまり、この住宅 1 0 ではいわゆる車寄せ 3 6 が設けられている。

10

【 0 0 3 8 】

また、一階部分 1 6 の側壁 3 0 には、アルコーブ 3 4 が形成されており、当該アルコーブ 3 4 内に玄関ドア 3 2 が設けられている。このため、当該アルコーブ 3 4 を利用して車両 2 6 のサイドドア 2 6 A を開放させることができる。

【 0 0 3 9 】

つまり、貫通部 2 8 と車両 2 6 との間隙が小さく、当該貫通部 2 8 内に車両 2 6 を収容させた状態で車両 2 6 のサイドドア 2 6 A を開放させることができない場合でも、当該サイドドア 2 6 A がアルコーブ 3 4 と対向するように車両 2 6 を停車させることで、サイドドア 2 6 A を開放させることができる。

20

【 0 0 4 0 】

これにより、貫通部 2 8 内へ車両 2 6 が収容可能な大きさであれば、人が乗降するスペースはアルコーブ 3 4 によって確保されるため、貫通部 2 8 のスペースを必要最小限の広さとすることができる。このため、この住宅 1 0 では、狭小住宅や敷地面積を確保し難い都市型住宅としての利用価値を得ることができる。また、アルコーブ 3 4 内に玄関ドア 3 2 が設けられることで、玄関ドア 3 2 は道路 1 2 からも見え難くなり、防犯対策がさらに向上する。

【 0 0 4 1 】

また、貫通部 2 8 の入口部 2 8 A 側は道路 1 2 に面している。つまり、貫通部 2 8 内を移動する車両 2 6 の移動方向と道路 1 2 とは略直交した状態で配置されることとなる。このため、貫通部 2 8 内を移動する車両 2 6 の移動方向と道路 1 2 とが略平行に設けられた場合よりも当該貫通部 2 8 に対して車両 2 6 を出入させやすい。

30

【 0 0 4 2 】

なお、図示はしないが、貫通部 2 8 の入口部 2 8 A (道路 1 2 側) にシャッターやパネルゲートなどが設けられるようにしても良い。これにより、貫通部 2 8 の入口部 2 8 A が塞がれることとなる。さらに、貫通部 2 8 の出口部 2 8 B にシャッターを設けても良い。これにより、当該貫通部 2 8 を外部から遮断された空間とすることができる。

【 0 0 4 3 】

次に、各階の間取りの一例について説明する。

例えば、住宅 1 0 において、一階部分 1 6 に設けられた居住スペース 2 0 には子世帯が居住し、二階部分 1 8 の居住スペース 2 2 には親世帯が居住するプランを一例として説明する。

40

【 0 0 4 4 】

< 一階部分 1 6 >

上述のように、図 2 (A) で示される一階部分 1 6 の側壁 3 0 にはアルコーブ 3 4 が形成されており、当該アルコーブ 3 4 内に玄関ドア 3 2 が設けられている。このため、一階部分 1 6 の居住スペース 2 0 では、この玄関ドア 3 2 に対向して玄関 4 4 が設けられ、玄関 4 4 の奥方には玄関ホール 4 6 が設けられている。つまり、玄関 4 4 は建物側面側に設けられている。

【 0 0 4 5 】

50

そして、例えば、玄関４４の建物正面側には納戸４８が設けられており、納戸４８の隣には、玄関ホール４６と繋がって、回り階段５８が設けられている。また、二階へ続く回り階段５８の階段下のデッドスペースを利用して回り階段５８の隣にはトイレ６０が設けられている。トイレ６０には小窓５４が設けられており、外気を取り込むことができるようになっている。なお、トイレ６０以外にも換気などのため小窓等を設けても良い。

【００４６】

また、玄関ホール４６には廊下５６が繋がっており、玄関ホール４６と廊下５６の間には開閉ドア７６が設けられ、当該開閉ドア７６によって玄関ホール４６と廊下５６との空間が区画可能とされている。そして、この廊下５６には、引き戸７８が設けられおり、引き戸７８の奥方には、洗面室５０が設けられている。そして、この洗面室５０の奥方には浴室４８が設けられている。

10

【００４７】

また、廊下５６の奥方には、ダイニングキッチン８０が設けられており、ダイニングキッチン８０と廊下５６の間には開閉ドア８２が設けられ、当該開閉ドア８２によってダイニングキッチン８０と廊下５６との空間が区画可能とされている。

【００４８】

以上の空間は共有部７４となっており、子世帯と親世帯が共有して使用するスペースとなっており一階部分１６に設けられている。

【００４９】

一方、ダイニングキッチン８０の奥方には、第１専用スペースとしての子世帯専用スペース８４の一部としてのリビング８６が設けられている。このリビング８６とダイニングキッチン８０の間には開閉ドア８８が設けられており、当該開閉ドア８８によってリビング８６とダイニングキッチン８０との空間が区画されると共に、子世帯専用スペース８４と共有部７４との空間が区画される。

20

【００５０】

また、リビング８６の隣には廊下８９を挟んで子供部屋９０が設けられている。リビング８６と廊下８９の間には開閉ドア９１が設けられており、当該開閉ドア９１によってリビング８６と廊下８９との空間が区画可能とされている。また、廊下８９と子供部屋９０の間には開閉ドア９２が設けられており、当該開閉ドア９２によって廊下８９と子供部屋９０との空間が区画可能とされている。なお、子供部屋９０には一対のクローク９４が隣接して設けられており、子供部屋９０内の収納が確保されている。

30

【００５１】

また、子供部屋９０の奥方には、ダイニングキッチン８０と隣接して寝室９６が設けられている。廊下８９と寝室９６の間には開閉ドア９８が設けられており、当該開閉ドア９８によって廊下８９と寝室９６との空間が区画可能とされている。なお、寝室９６には一対のクローク１００が隣接して設けられており、寝室９６内の収納が確保されている。

【００５２】

<二階部分１８>

図２（Ｂ）に示されるように、二階部分１８の居住スペース２２は、第２専用スペースとしての親世帯専用スペース１０４となっている。回り階段５８の踊り場１０６の奥方にはトイレ１０８が設けられている。また、踊り場１０６には引き戸１１０が設けられており、引き戸１１０の奥方にはリビング１１２が設けられている。この引き戸１１０によって踊り場１０６とリビング１１２との空間が区画される。

40

【００５３】

また、リビング１１２の奥方には和室１１４が設けられており、リビング１１２と和室１１４の間には引き戸１１６が設けられている。この引き戸１１６によってリビング１１２と和室１１４との空間が区画可能とされている。なお、リビング１１２及びトイレ１０８と隣接する一階部分１６の屋根部１１８はベランダとして利用可能である。

【００５４】

そして、ここでは、子世帯専用スペース８４と親世帯専用スペース１０４とが上下方向

50

で重ならないように形成されている。

【 0 0 5 5 】

(建物の作用・効果)

図 1 及び図 2 (A)、(B) に示されるように、この住宅 1 0 には車寄せ 3 6 が設けられており、玄関部分 7 2 が風雨にさらされないようになっている。このため、車両 2 6 を乗降する際に乗員が雨に濡れない。特に、高齢者や身体の不自由な人が車両 2 6 を乗降する際、雨に濡れないため便利である。また、玄関部分 7 2 が風雨にさらされないため、玄関ドア 3 2 の劣化を抑制することができる。

【 0 0 5 6 】

そして、車寄せ 3 6 を構成する貫通部 2 8 を例えば車庫としてそのまま利用することができる。また、貫通部 2 8 を雨天時における屋外の子供の遊び場としての利用も可能である。一方、玄関ドア 3 2 と対向する位置には収納庫 2 4 が設けられている。このため、収納庫 2 4 内に収納された自転車などの収納物を出入れする際にも当該収納物が雨に濡れない。

10

【 0 0 5 7 】

また、収納庫 2 4 の少なくとも住宅前面側に位置する側壁 2 4 A には耐力壁が使用されており、この耐力壁 2 4 A によって居住スペース 2 2 が支持可能とされている。つまり、耐力壁 2 4 A を設けることで、貫通部 2 8 の上方に居住スペース 2 2 を設けることができ、貫通部 2 8 の上方の空間を利用して自由な設計を行うことができる。

【 0 0 5 8 】

20

ところで、本実施形態では、車寄せ 3 6 を構成する貫通部 2 8 の上方には居住スペース 2 2 が設けられており、当該居住スペース 2 2 に親世帯専用スペース 1 0 4 が設けられている。

【 0 0 5 9 】

一方、図 3 では、図 1 で示される住宅 1 0 の共有部 7 4 が区画されている。この図 3 に示されるように、共有部 7 4 は居住スペース 2 0 の一部に設けられており、当該居住スペース 2 0 の共有部 7 4 以外の部分は子世帯専用スペース 8 4 とされている。

【 0 0 6 0 】

そして、共有部 7 4 を通じて親世帯専用スペース 1 0 4 と子世帯専用スペース 8 4 とが繋がっており、親世帯専用スペース 1 0 4 と子世帯専用スペース 8 4 とは上下方向で重ならないように形成されている。このため、同居する住人において、互いのプライバシーを確保することができる。

30

【 0 0 6 1 】

一方、共有部 7 4 は子世帯の住人と親世帯の住人とが共有して利用可能である。このため、当該共有部 7 4 では子世帯の住人と親世帯の住人とが互いに顔を合わすこととなるため、交流の場を確保することができる。そして、このように共有部 7 4 を設けることで、例えば、各世帯で食事等をする場合よりも無駄を省くことができ経済的である。

【 0 0 6 2 】

また、本実施形態では、居住スペース 2 0 が平面視で略 L 字状を成し、当該居住スペース 2 0 の一部と居住スペース 2 2 とが平面視で略平行に設けられている。このため、居住スペース 2 0 と居住スペース 2 2 とでは上下方向において階は異なるものの互いに対向して設けられるため、お互いの部屋の明かりの有無が確認でき安全対策上好ましい。

40

【 0 0 6 3 】

(その他の実施形態)

(1) 上記の実施形態では、一階部分 1 6 に子世帯専用スペース 8 4 が設けられ、二階部分 1 8 に親世帯専用スペース 1 0 4 が設けられているが、これに限るものではない。例えば、図示はしないが一階部分 1 6 に親世帯専用スペース 1 0 4 を設け、二階部分 1 8 に子世帯専用スペース 8 4 を設けるようにしても良い。そして、共有部 7 4 を一階部分 1 6 のみ設けることで、親世帯の住人が高齢者の場合、当該高齢者が二階部分 1 8 へ上がる必要がなくなり、高齢者の身体への負担が軽減される。

50

【 0 0 6 4 】

また、この住宅 1 0 には、車両 2 6 が進入可能な進入スペース 4 2 が設けられている。このため、一階部分 1 6 に親世帯専用スペースを設けることで、親世帯の住人は、玄関部分 7 2 まで移動しなくても、当該親世帯専用スペースの居室から直接車両 2 6 への乗降が可能となる。したがって、介護を必要とする被介護者の場合、居室から直接車両 2 6 への乗降を可能とすることで、被介護者及び当該被介護者を介護する介護者にとって負担が軽減されることとなる。

【 0 0 6 5 】

(2) また、上記の実施形態では、一階部分 1 6 にのみ共有部 7 4 が設けられているが、二階部分 1 8 にのみ共有部 (図示省略) が設けられるようにしても良い。また、親世帯専用スペース 1 0 4 と子世帯専用スペース 8 4 とが上下方向で重ならないように形成されていれば良いため、図 4 に示されるように、一階部分 1 6 及び二階部分 1 8 に共有部 1 2 0 が設けられるようにしても良い。

10

【 0 0 6 6 】

(3) さらに、図 5 に示されるように、収納庫 2 4 内に居住スペース 2 2 へ通じる階段 1 2 2 を設けても良い。例えば、二階部分 1 8 が子世帯専用スペース 8 4 の場合、帰宅時間が遅い場合等に玄関ドア 3 2 (図 2 (A) 参照) を使用することなく、収納庫 2 4 に設けられた開閉扉 2 4 C から収納庫 2 4 内へ入り、収納庫 2 4 内の階段 1 2 2 を使って直接子世帯専用スペース 8 4 へアクセスできるため、親世帯の住人に迷惑を掛けなくて済む。

20

【 0 0 6 7 】

なお、上記プランは一例であり、本発明は、上記に限定されるものでなく、上記以外にも、その主旨を逸脱しない範囲内において種々変形して実施可能であることは勿論である。

【 符号の説明 】

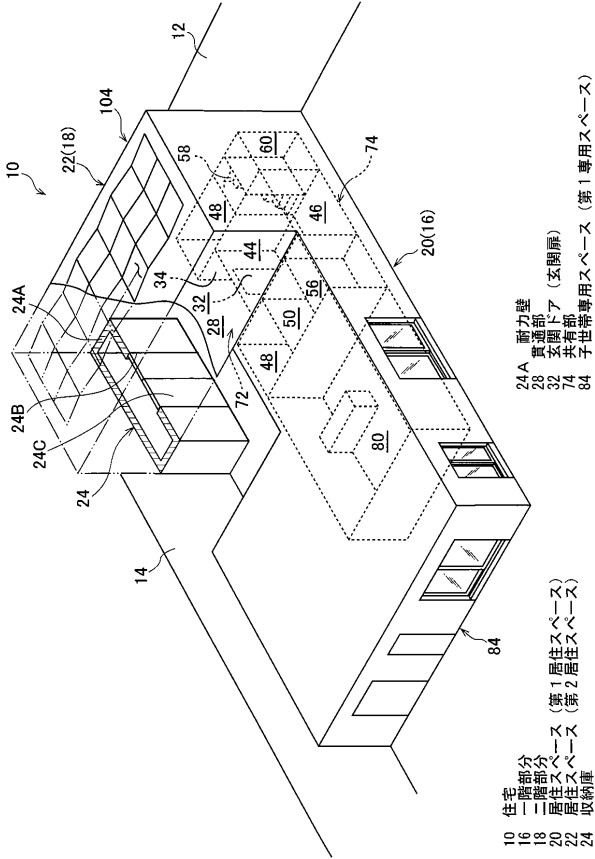
【 0 0 6 8 】

- 1 0 住宅
- 1 6 一階部分
- 1 8 二階部分
- 2 0 居住スペース (第 1 居住スペース)
- 2 2 居住スペース (第 2 居住スペース)
- 2 4 収納庫
- 2 4 A 耐力壁
- 2 6 車両
- 2 8 貫通部
- 3 2 玄関ドア (玄関扉)
- 4 2 進入スペース
- 7 4 共有部
- 8 4 子世帯専用スペース (第 1 専用スペース)
- 1 0 4 親世帯専用スペース (第 2 専用スペース)
- 1 2 0 共有部
- 1 2 2 階段

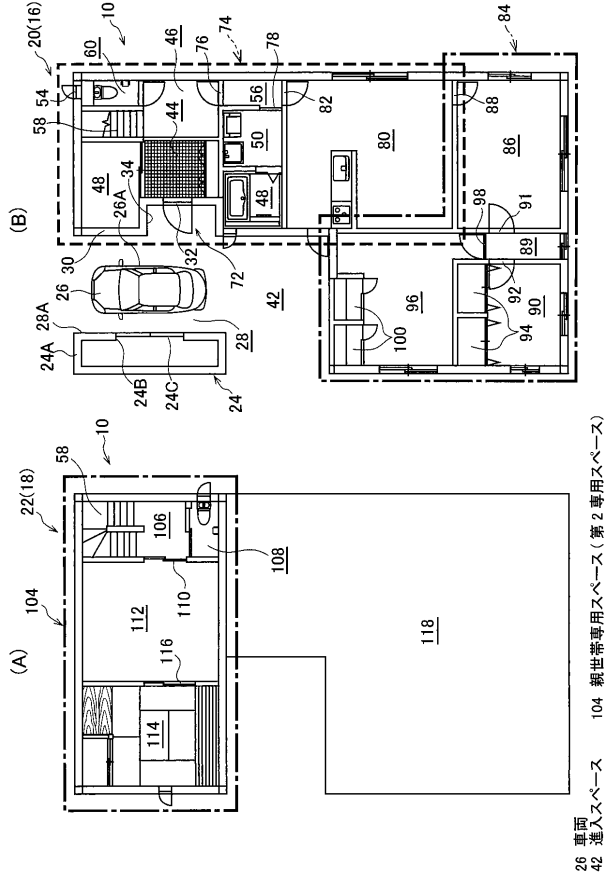
30

40

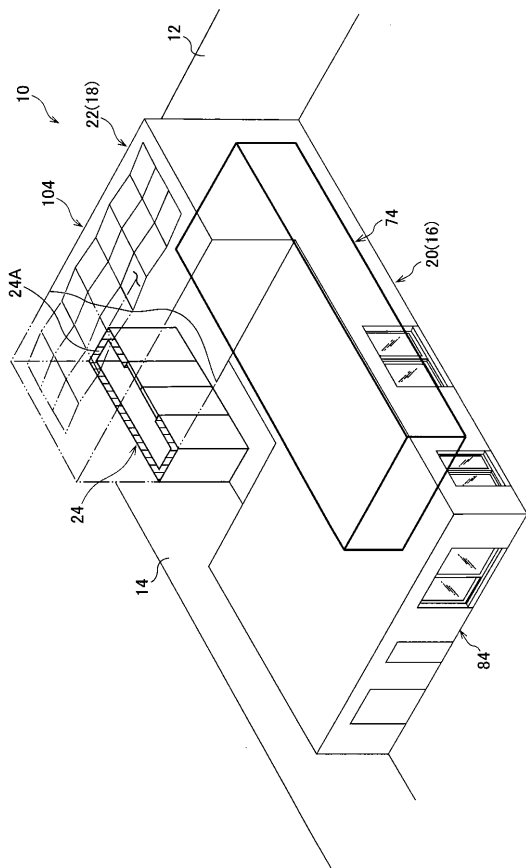
【図 1】



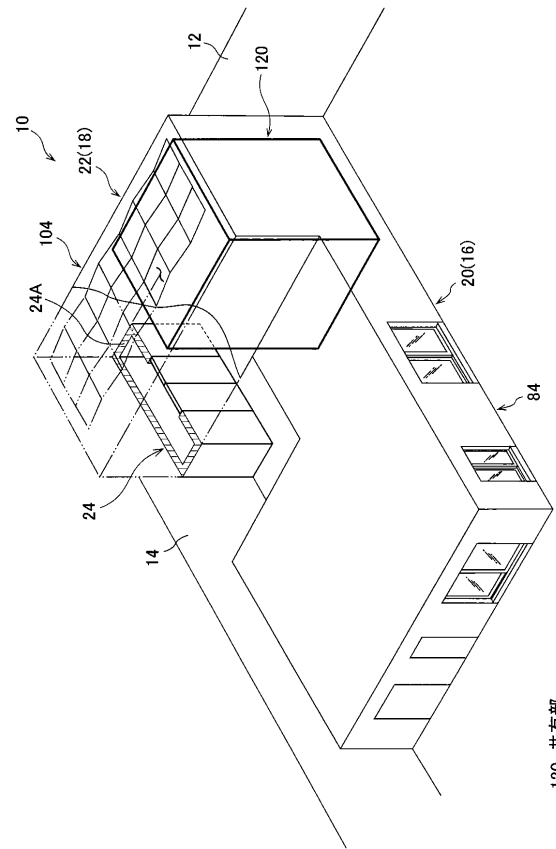
【図 2】



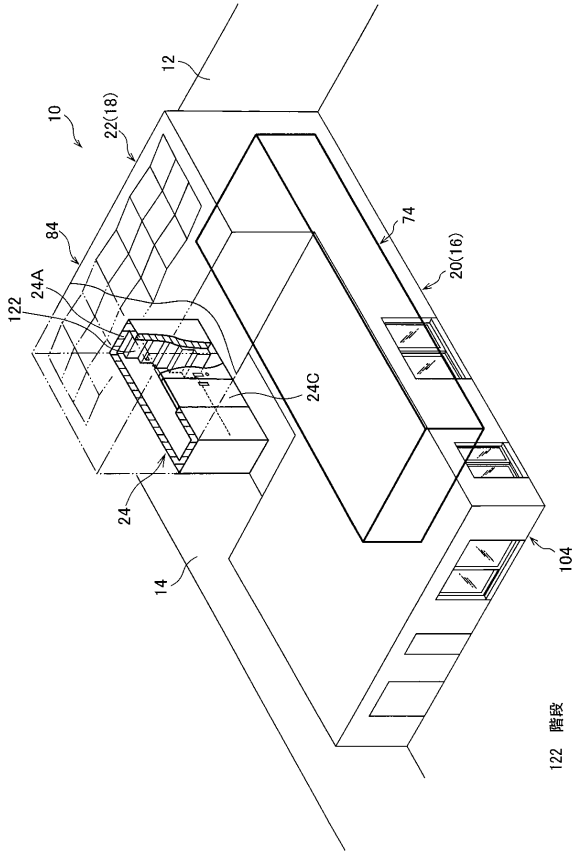
【図 3】



【図 4】



【 図 5 】



122 階段

フロントページの続き

(72)発明者 松本 太平

愛知県名古屋市東区泉1丁目2番地2号 トヨタホーム株式会社

Fターム(参考) 2E025 AA01 AA22